

年	国際的な動き	国内の動き	政府の取組
1971年 (昭和46年)		・環境庁発足	
1972年 (47年)	・人間環境会議 ・UNEP設置	・四日市ぜんそく損害賠償訴訟判決 ・イタイイタイ病損害賠償訴訟控訴審判決 ・公害等調整委員会発足	
1973年 (48年)		・水俣病第一次訴訟判決 ・阿賀野川流域の水俣病に関し、昭和電工と患者 団体の間の補償協定が成立 ・水俣湾周辺の水俣病に関し、チッソと患者団体 間の補償協定が成立	・第1回自然環境保全基礎調査(通称「緑の 国勢調査」)開始 ・大雪山縦貫道路の計画中止 ・公害健康被害の補償等に関する法律制定
1974年 (49年)			
1975年 (50年)			・環境庁長官、中央公害対策審議会に「環境 影響評価制度のあり方について」諮問 ・自然環境保全審議会本四連絡橋問題小委員会「第三島橋建設について」条件付了承
1976年 (51年)			・川崎市、環境影響評価に関する条例公布
1977年 (52年)			
1978年 (53年)			・本州四国連絡橋(児島・坂出ルート)環境 影響評価書案に対する環境庁意見提示 ・環境庁、森林開発公団に対し南アルプス・スーパー林道北沢峠部分の開設を認める ・中央公害対策審議会「環境影響評価制度の あり方について」答申
1979年 (54年)			
1980年 (55年)			
1981年 (56年)		・大阪空港事件最高裁判決	・環境影響評価法案閣議決定、国会提出
1982年 (57年)			
1983年 (58年)			・「環境影響評価法案」衆議院解散に伴い、審議未了につき廃案
1984年 (59年)		・池子弾薬庫跡地住宅建設問題(～94)	・「環境影響評価の実施について」閣議決定
1985年 (60年)			
1986年 (61年)	・チェルノブイリ原発事故		
1987年 (62年)	・国連「環境と開発に関する世界委員会」報告書「Our Common Future」公表		
1988年 (63年)	・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)設置		
1989年 (平成元年)		・新石垣空港白保埋立案撤回	
1990年 (2年)	・IPCC 第一次評価報告書取りまとめ	・長良川河口堰問題への社会的関心高まり	
1991年 (3年)	・湾岸戦争での石油流出		
1992年 (4年)	・地球サミット開催 リオ宣言、アジェンダ21採択 ・生物多様性条約、気候変動枠組条約採択		・地球サミット国別報告書へのパブリックコメント実施
1993年 (5年)			・地球環境基金設立 ・環境基本法制定 ・行政手続法制定
1994年 (6年)			
1995年 (7年)		・阪神淡路大震災 ・西淀川公害訴訟被告企業と和解	・水俣病対策について閣議了解(いわゆる政治解決)
1996年 (8年)			・環境庁 民間活動支援室、地球環境パートナーシッププラザ、環境パートナーシップオフィス開設 ・第一次環境基本計画(参加が柱の一つ)
1997年 (9年)	・地球温暖化京都会議(COP3) ・京都議定書採択	・ナホトカ号油流出事件 ・環境ホルモンに対する社会的関心の高まり ・諫早湾干拓湖の堤防閉切	・環境影響評価法制定 ・廃棄物処分場への生活環境影響調査の導入(ミアセス) ・河川法改正(環境保全を 目的に追加、河川整備計画への住民意見の反映)
1998年 (10年)	・オーストラリア条約採択	・藤前干潟問題 ・ダイオキシン類に対する社会的関心の高まり ・西淀川公害訴訟国・阪神高速道路公団と和解	・特定非営利活動促進法(NPO法)制定(NGOの法人格取得に道)
1999年 (11年)		・普天間飛行場移設閣議決定 ・豊島不法投棄問題	・情報公開法制定 ・パブリック・コメント制度導入(閣議決定) ・地方分権一括法制定 ・PRTR法制定
2000年 (12年)		・愛知万博計画見直し	・都市計画法改正(地区計画にかかる住民提案制度の導入)
2001年 (13年)	・国際ボランティア年	・省庁再編(環境省設置)	・化学物質と環境円卓会議設置 ・政策評価法制定
2002年 (14年)	・ヨハネスブルクサミット		・地球温暖化対策推進法改正(目標達成計画、地球温暖化対策地域協議会導入) ・自然公園法改正(公園管理団体制度の導入) ・自然再生推進法制定(協議会制度)
2003年 (15年)			・環境活動環境教育推進法制定
2004年 (16年)		・水俣病関西訴訟最高裁判決 ・行政事件訴訟法改正(原告適格の拡大等)	・環境配慮促進法制定(環境報告書の公表制度化) ・景観法等景観みどり3法制定
2005年 (17年)		・アスベスト健康被害が明るみに(クボタショック) ・小田急高架化事業認可取消訴訟最高裁判決	・地球温暖化対策推進法改正(温室効果ガス算定報告公表制度導入)
2006年 (18年)		・国立高層マンション景観侵害事件最高裁判決	・石綿健康被害救済法制定 ・公益法人制度改革(NPOの法人制度が大きく変容)
2007年 (19年)		・東京大気汚染訴訟和解	
2008年 (20年)			・生物多様性基本法制定
2009年 (21年)			・水俣病被害者救済特別措置法制定
2010年 (22年)	・生物多様性条約締約国会議(COP10)名古屋開催		・生物多様性地域連携促進法制定(里地里山法)
2011年 (23年)		・東日本大震災 ・福島第1原発事故	・環境影響評価法改正(計画段階配慮書義務化等) ・環境教育等促進法改定(協働取組、政策提案制度の導入) ・NPO法改正、認定NPO法人制度・寄付税制改正
2012年 (24年)	・リオ+20開催	・原子力規制委員会、原子力規制庁設置	